

2/16(火)~3/15(月) 税の申告

平成21年分の確定申告と
平成22年度市・県民税の申告相談・受付

日時 2月16日(火)~3月15日(月)

午前9時~午後5時

場所 名張市役所1階大会議室

ゆめドームうえの(伊賀市ゆめが丘)

※土・日曜日、祝日は除く。会場の混雑状況によっては
早めに受付を終了させていただく場合があります。

持ち物

- 印鑑・筆記用具
- 源泉徴収票
- 生命保険料控除を受ける場合
▼生命保険料の控除証明書
- 地震保険料控除を受ける場合
▼地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合
▼支払った医療費の領収書(支払った金額を集計しておいてください) ▼保険などで補てんされた金額のわかる書類
- 住宅ローン控除を受ける場合
▼売買契約書・登記簿謄本の写し、住民票 ▼借入金の年末残高証明書など
- その他「雑損控除」「社会保険料控除」「寄附金控除」などの所得控除を受ける場合も領収書、証明書が必要
- 医療費の集計や収支計算書の作成などは事前に済ませてお越しくささい

申告が必要な人は...

【所得税】

岡上野税務署 ☎21-0950

- 給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える
- 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円以上
- 給与を2ヵ所以上からもらっていて、所得の合計が20万円以上
- 営業・農業・報酬等・不動産・年金・譲渡などの所得があり、税法により所得税の納税が必要
- 給与所得や退職所得があり、医療費控除や住宅ローン控除などを受けることができる
- 給与所得者で年の途中で退職したなど、年末調整を受けなかった
- 予定納税したが、確定申告の必要がなくなった

確定申告が
必要です

申告すれば
税金が戻って
きます

源泉徴収された税金や予定納税した税金が、納めすぎの場合は還付されます(税金が戻ってきます)。還付申告をされる場合は、還付を受ける振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

- 譲渡所得・贈与税・消費税の申告は名張市役所会場でも受け付けますが、ゆめドームうえの会場(伊賀市ゆめが丘)を案内させていただく場合があります。なお、上野税務署では申告会場を設けていません。
- 平成21年分の確定申告書は1月末頃に送付予定ですが、電子申告(ペーパーレス化)推進のため、昨年電子申告をした人(申告会場でパソコン入力をした人を含む)には送付しません。申告書が届かない場合でも、確定申告が必要な人は必ず申告してください。
- 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」でも申告書が作成できます。
- 確定申告に関するお問合せ専用窓口「確定申告テレフォンセンター」が、1月25日(木)から3月15日(月)まで開設されます。上野税務署(☎21-0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

【市民税・県民税】

岡 課税室 ☎63-7429

- 平成22年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする必要のない人のうち次に該当する人
・給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
・事業所得や不動産所得などがあり市・県民税のみ課税になる人

市・県民税
申告が必要
です

市民税・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税の算定を行なうのに必要な場合があります。○申告書には必ず電話番号を記載してください。

市民税・県民税の住宅ローン控除が拡充されます

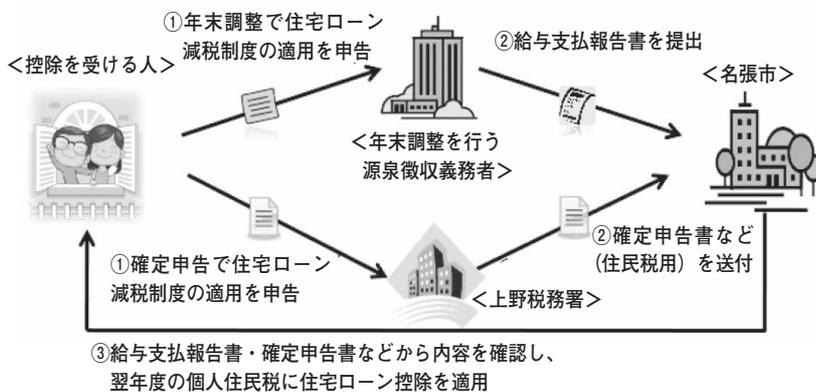
国から地方への税源移譲により、平成20年度から所得税で引ききれなかった住宅ローン控除額を市民税・県民税で控除する制度が設けられています。

平成22年度から、平成11年~平成18年に入居した人に加えて、新たに平成21年~平成25年に入居した人(または、する人)も対象となります。また、対象者が住宅ローン控除を受ける場合、「市町村市民税道府県民税住宅

借入金等特別控除申告書」の提出が必要でしたが、平成22年度から提出は不要となり、自動的に市・県民税の控除が受けられます。

ただし、初めて住宅ローン控除の適用を受ける場合、まずは所得税の確定申告が必要です。なお、いずれも、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、かつ所得税から引ききれない住宅ローン控除額がある人が対象となります。

【市・県民税の住宅ローン控除の適用イメージ】



※市民税・県民税の住宅ローン控除額は、平成22年6月頃に通知予定の市民税・県民税税額決定通知書などでご確認ください。

市民税・県民税 申告相談

受付・相談日	会場	時間
2月23日(火)	蔵持公民館	午前9時30分~10時30分
	梅が丘市民センター	午後1時30分~2時30分
2月24日(水)	比奈知公民館	午前9時30分~10時30分
	くにつふるさと館	午後1時30分~2時30分
2月25日(木)	名張公民館	午前9時30分~10時30分
	薦原公民館	午後1時30分~2時30分
2月26日(金)	すずらん台市民センター	午前9時30分~10時30分
	美旗市民センター	午後1時30分~2時30分
3月2日(火)	百合が丘市民センター	午前9時30分~10時30分
	箕曲公民館	午後1時30分~2時30分
3月3日(水)	赤目公民館	午前9時30分~10時30分
	錦生公民館	午後1時30分~2時30分
3月4日(木)	桔梗が丘公民館	午前9時30分~10時30分
	つつじが丘公民館	午後1時30分~2時30分

※確定申告(所得税)は受け付けできません。